

ごぞんじですか 法廷通訳

—あなたも法廷通訳を—



裁判所

目次

外国人刑事事件における通訳人……………	1
〔グラフ〕 法廷で使用された外国語（平成27年）……………	4
通訳人候補者となるには……………	5
研修について……………	5
法廷通訳Q & A……………	7
刑事裁判の流れ……………	9
裁判員裁判Q & A……………	11



外国人刑事事件における通訳人

裁判所では、外国人刑事事件の法廷における発言を通訳するための有能な通訳人を求めています。そのあたりの事情を、会社員のAさんと裁判所職員のBさんの会話から見てみましょう。

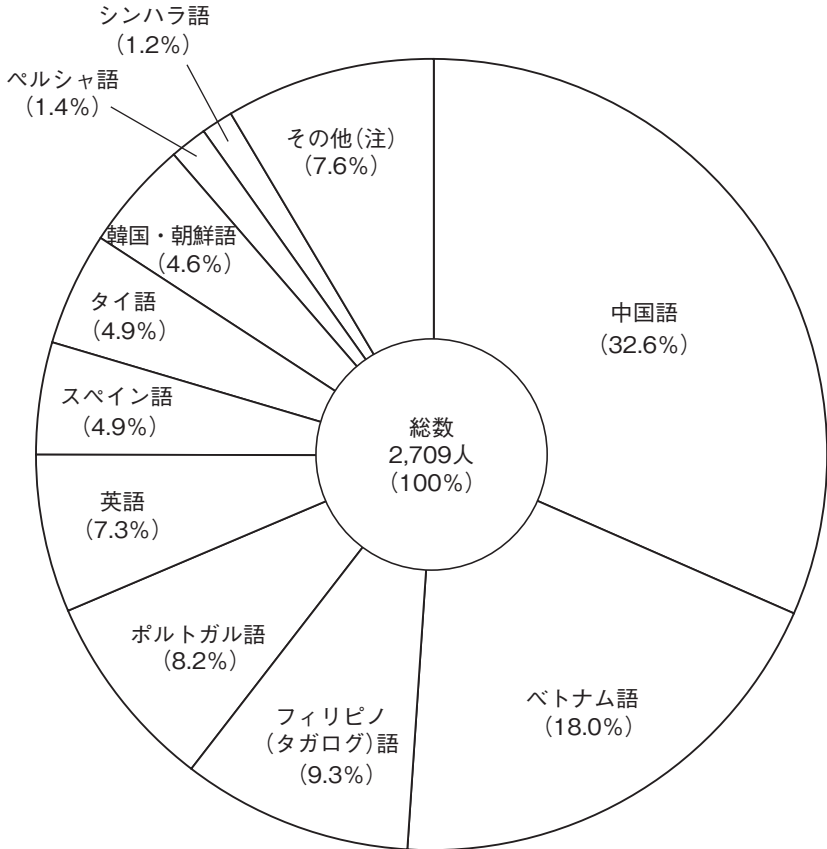
- A 私の会社では、最近、海外支店を増やしたり、外国人研修生を受け入れたりして、国際化がますます進んでいますが、Bさんの勤めている裁判所でも、外国人の刑事事件がたくさんあるようですね。
- B ええ、国際交流の活発化や外国人労働者の増加も背景となり、日本語の分からない外国人が被告人となる事件は依然として少なくありません。平成27年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人59,462人のうち、通訳人が付いた外国人被告人は2,694人で、おおよそ22人に1人の割合となっており、国籍数は73か国にのぼっています。
- A そうすると、裁判で使われる外国語もいろいろあるのでしょうかね。
- B 平成27年に全国の地方裁判所や簡易裁判所の法廷で使用された外国語の種類は、39言語にも及んでいます。特に、ベトナム語、フィリピン（タガログ）語、タイ語、ペルシャ語など、日本ではこれまで比較的なじみがなく、その言葉を理解する人が少ない言語（少数言語）の事件がかなりの数になっています。
- A そのような少数言語を使う事件では、通訳人を見つけることが大変でしょうかね。
- B 法廷における通訳人は、日本語で行われる裁判手続を外国語に通訳するとともに、被告人の発言を日本語に通訳するわけですから、被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で非常に重要な役割を

担っています。そこで、どのような言語の事件でも、能力のある通訳人を付ける必要があるのですが、少数言語を中心にして通訳人候補者の数がまだ充分ではなく、裁判所でもその確保に努めています。

- A 実際には、どのようにして通訳人を探しているのですか。
- B 裁判所では、全国の通訳人候補者の情報をとりまとめた通訳人候補者名簿を利用するなどして通訳人を探しています。この名簿は、随時更新されるのですが、平成28年4月1日現在、全国で61言語、3,840人が登録されています。通訳人候補者の中には大学の先生や海外赴任経験のある会社員、一般家庭の主婦などがいます。さらに、この名簿に登録された通訳人候補者の都合がつかなかったり、適当な通訳人が見つからなかったりした場合には、大使館、大学、各種の国際交流団体等に紹介を依頼するなどして、有能な通訳人を確保するようにしています。
- A 法廷での通訳となると、法律や裁判手続の知識もかなり必要となるのでしょうか。なんだか難しそうだから、通訳人のなり手も少ないのではないのでしょうか。
- B 裁判を適正に行うためには、その前提として正確な通訳がされなければならない、そのためには通訳人にも裁判手続や法律用語をきちんと理解していただく必要があります。でも、語学に堪能な人も最初からこういった法律知識を持っているわけではありません。そこで、裁判所では、初めて法廷通訳をするという人には、裁判官や裁判所書記官が裁判手続や基本的な法律用語あるいは通訳人としての心構えを説明したり、実際の裁判を傍聴してもらったりしているのです。また、裁判手続の概要や法律用語の対訳等を盛り込んだ通訳人のためのマニュアルである「法廷通訳ハンドブック」という本を紹介したり、裁判手続の流れを外国語で説明したビデオなどを活用したりしています。
- A 法律や裁判のことをよく知らないからという理由だけで、法廷通訳を引き受けることをしり込みすることはないのですね。

- B** そのとおりです。それに、裁判が始まってからも、裁判官や裁判所書記官が通訳人と随時打合せを行ったり、法廷で読み上げる書面をあらかじめ検察官や弁護人から通訳人に渡してもらうようにしているほか、証人尋問や被告人質問では、通訳しやすいように簡潔で易しい言葉で尋問するように工夫してもらうなど、できるだけ通訳人に負担をかけないようにしています。
- A** なるほど、裁判所もいろいろな工夫をしているのですね。ところで、平成21年5月から裁判員制度が始まっていますが、外国人事件でも裁判員裁判が行われているのですね。
- B** そうです。裁判員裁判は、殺人など一定の重大な犯罪が対象になっていますが、平成27年に行われた裁判員裁判においては、判決が言い渡された被告人1,182人のうち、126人に対して、通訳人が付きましました。裁判員裁判では、ほとんどの事件で審理が連日的に行われますが、その際には、通訳人の要望や負担にも配慮して審理が進められることになると思います。
- A** 外国人が裁判を受けるに当たって、何らかの配慮はなされているのでしょうか。
- B** ええ、外国人の被告人の中には、日本の裁判制度を知らないことから不安を覚える人も多いようです。このような不安を取り除くためには、裁判所も、被告人に先ほどの外国語のビデオを見せたり、裁判手続の概要等を外国語で説明した文書等を送るなどしています。また、法廷において、被告人と裁判官、検察官、弁護人との間で円滑な意思疎通を図るための橋渡し役を担っている通訳人の存在も重要です。外国語ができる人には、このような通訳人の役割を理解してもらい、積極的に通訳人として協力していただければと思っています。
- A** 裁判所の熱心な姿勢がよく分かりました。私の会社関係にも外国語が得意な人が結構いますから、法廷通訳をやってみないか聞いてみましょう。
- B** 是非お願いします。

法廷で使用された外国語（平成27年）



(注) その他の言語

アラビア語、イタリア語、インドネシア語、ウズベク語、ウルドゥー語、スウェーデン語、スロバキア語、セブ（ヒサイヤ）語、タミール語、ダリー語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、トルコ語、ネパール語、パンジャビ語、ヒンディー語、フランス語、ヘブライ語、ベンガル語、ポーランド語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、リトアニア語、ルーマニア語、ルガングダ語、ロシア語

通訳人候補者となるには

法廷における通訳人は、通訳が必要な事件ごとに通訳人候補者名簿を利用するなどして選任されます。通訳人は、日本語に通じない被告人や証人等と、裁判官、検察官、弁護士との間の橋渡し役ですから被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で重要な役割を果たしています。

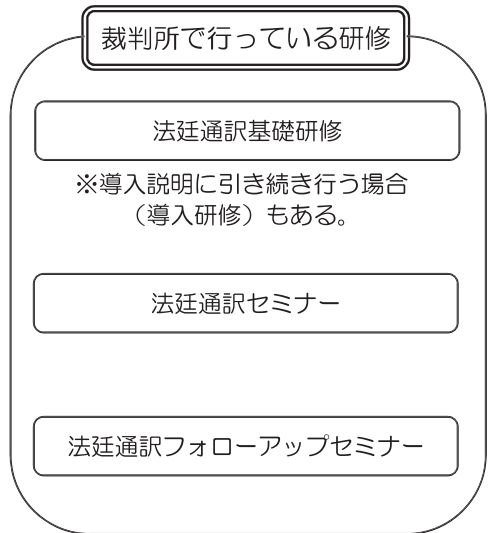
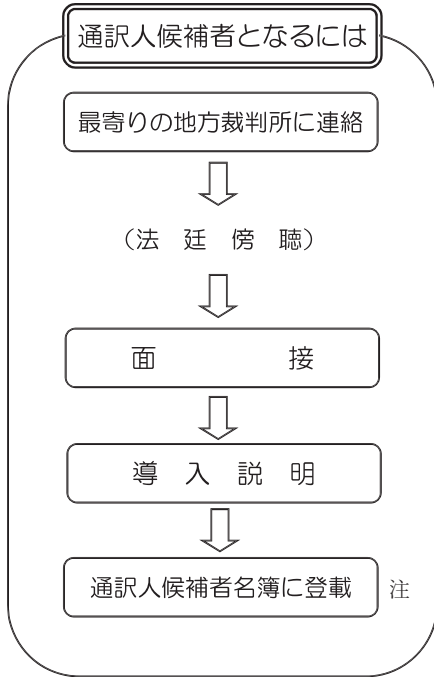
法廷で使用される言語は前ページのグラフでも分かるように多岐にわたっており、我が国で理解する人が少ない、いわゆる少数言語の通訳事件が相当数あります。そこで、裁判所では、特にこのような言語について意欲と通訳能力のある方に通訳人として活躍していただきたいと考えております。

十分な通訳能力のある方で法廷における通訳をしてみようという意欲のある方は、最寄りの地方裁判所に御連絡ください。法廷傍聴などをしていただいた後に、必要な書類を提出していただき、面接を受けていただきます。面接の結果、通訳人としての適性を備えていると認められた方に対しては、導入説明として、さらに刑事手続の流れや法律用語、通訳を行うにあたっての一般的注意事項などについて説明が行われます。これらの手続を経て通訳人候補者名簿に登録されます。

研修について

裁判所では、法廷通訳の経験等に応じて、各種の研修を行っています。

具体的には、法廷通訳の経験が全くないか又は少ない方などを対象に、「法廷通訳基礎研修」を、事件をある程度担当したことがある通訳人候補者を対象に、「法廷通訳セミナー」を、さらに法廷通訳の経験を積んでいる通訳人候補者を対象に、「法廷通訳フォローアップセミナー」を、それぞれ用意しています。これらの研修では、対象となる方の経験に応じて、法廷通訳の経験が豊富な講師からのアドバイスをいただく場を設けたり、模擬通訳実習などを行ったりして、法廷通訳の実践的な知識や技能を習得していただくようにしています。



注 通訳人候補者名簿は、刑事裁判の通訳を依頼する際だけでなく、研修の講師及び受講者の選定や、少年事件等の刑事裁判以外の事件の通訳を依頼する際にも利用されます。



法廷通訳Q & A

法廷での通訳を引き受けるにあたっては、いろいろな疑問があることでしょう。そこで、ベテランの通訳人候補者と裁判官にいくつかの質問に答えてもらうことにしました。

Q 法廷でのやりとりを見ていると、かなり長い問答がなされることがありますが、とても記憶できそうにありません。こういった場合、通訳人としてはどのようにしたらよいのでしょうか。

A (ベテランの通訳人候補者)

裁判所では、通訳を要する事件については、できる限り短くて分かりやすい質問をするように配慮してくれます。それでも、場合によっては、長い問答がなされることがありますが、そのときは、自分で区切りのよいところで裁判官に合図をして、問いや答えを切ってもらいとよいでしょう。合図の方法等については、あらかじめ、裁判所と打ち合わせておくともよいでしょう。また、法廷でのやりとりについては、記憶だけに頼るのではなく、必ずメモを取っておくことが重要です。メモを取る際は、自分の理解できる記号や略語を用いたり、図式化するなどの工夫をするとよいでしょう。

Q 被告人が質問の意味を間違っ理解して全く違う答えをしてしまったとき、あるいは答えが質問にかみ合っていないとき、通訳人はどのようにしたらよいのでしょうか。

A (ベテランの通訳人候補者)

通訳人は発言を正確にそのまま通訳するのが役割ですから、そのまま通訳すべきです。質問をした裁判官や検察官、弁護人は別の言葉で被告人に質問し直すことになると思います。

Q 被告人に名前を知られたくないのですが、自分の名前を知られてしまうことはあるのですか。

A (ベテランの通訳人候補者)

裁判所では、通訳人の名前・住所等の個人情報について配慮してくれています。例えば、法廷では、通訳を始める際に、名前・住所等を聞かれますが、通常、これらの事項はあらかじめカードに記載しますので、裁判官は「氏名・住所等はカードに記載したとおりですか。」という形式で、質問してくれますし、そうでない場合でも、名前・住所等については「カード記載のとおりです。」と答えればよいという扱いが一般的となっています。また、宣誓のときも、自分の名前は読まなくて大丈夫です。さらに、通訳人は、弁護士とともに被告人と接見することもあります。その際は、弁護士に名前を言わないでほしいと言っておけば、名前を言わないようにしてもらえます。

したがって、あまりその点を心配する必要はありません。

Q 法廷通訳を行った場合、通訳料はいただけるのでしょうか。

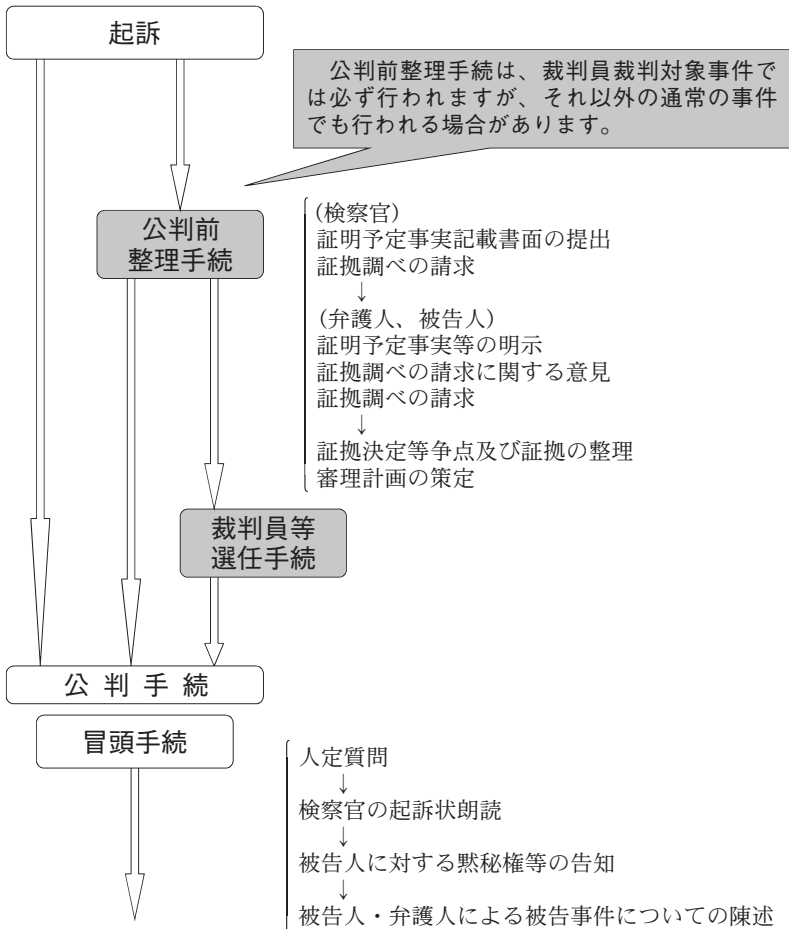
A (裁判官)

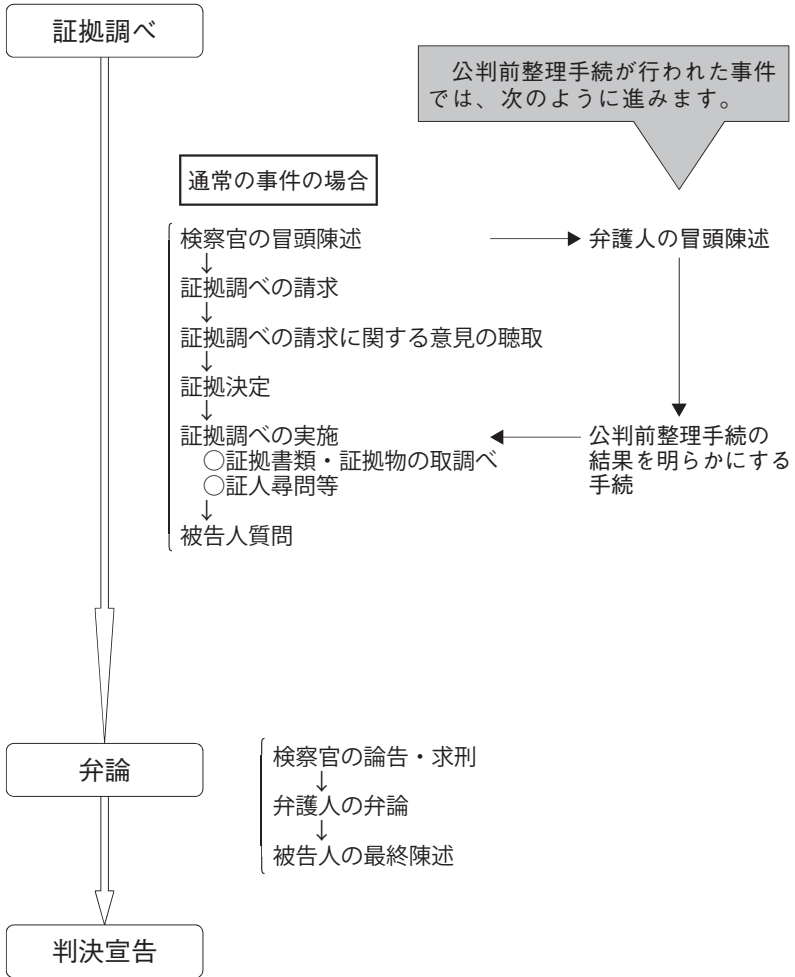
法廷通訳をしていただいた場合は、通訳の難易、事件の内容等に応じて、裁判官が定める相当額の通訳料をお支払いします。そのほか、旅費等も支給されます。



刑事裁判の流れ

刑事裁判は、基本的に次のように進んでいきます。これを参考に実際の裁判を傍聴してみてください（ただし、公判前整理手続、裁判員等選任手続は公開されません。）。





※ 少年審判の流れについては、パンフレット「少年審判について」
 (裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)) に掲載を御覧
 ください。

裁判員裁判Q & A

Q 裁判員裁判は、それ以外の裁判と何が違うのですか。

A 基本的には同じですが、法廷での審理の前に、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を立てるための手続（公判前整理手続）が必ず行われる点が異なります。公判前整理手続では、あらかじめ訴訟の準備を行うことができるので、連日的に公判を開廷することが可能になり、実際に多くの裁判員裁判は数日で終わっています。

また、裁判員に分かりやすい裁判を行うため、証拠は厳選され、証人尋問も争点に即した簡潔なものになっているほか、プレゼンテーション機器を利用して、法廷内のディスプレイに当事者の主張や図面などを映し出す方法が用いられる例もあります。

Q 非公開の手続（公判前整理手続、裁判員等選任手続）には、通訳人も立ち会うのですか。

A 被告人がこれらの期日に必ず出頭するわけではありませんが、通訳を要する被告人が出頭する場合には、通訳人も立ち会います。

Q 連日的開廷になると、負担が重くなるのではないかと不安です。

A まず、公判前整理手続で、通訳人の負担にも配慮した審理計画が立てられます。また、審理の際にも、通訳人の要望や負担に配慮して手続が進められます。事件を担当する際に、分からないことがあれば、裁判所に相談してください。

御 案 内

法廷通訳のための参考資料として、以下の本などが法曹会（☎03-3581-2146）から出版されています。

◎法廷通訳ハンドブック実践編

- | | |
|---------------------|---------------|
| 【英語（改訂版）】 | 【韓国・朝鮮語（改訂版）】 |
| 【ペルシャ語（改訂版）】 | 【スペイン語（改訂版）】 |
| 【中国語（改訂版）】 | 【ベトナム語（改訂版）】 |
| 【フィリピン(タガログ)語(改訂版)】 | 【ポルトガル語（改訂版）】 |
| 【ウルドゥー語】 | 【シンハラ語】 |
| 【ベンガル語】 | 【トルコ語】 |
| 【ミャンマー語（改訂版）】 | 【インドネシア語】 |
| 【ヒンディー語】 | 【モンゴル語（改訂版）】 |
| 【タイ語（改訂版）】 | 【ロシア語】 |

◎法廷通訳ハンドブック

- | | |
|---------|---------|
| 【フランス語】 | 【イタリア語】 |
| 【ドイツ語】 | |

※ 少年事件については、少年審判通訳ハンドブック（裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）に掲載）を御覧ください。

〔編集〕 最高裁判所事務総局刑事局

法廷通訳に関する問合せ先

法廷通訳を希望される方は、最寄りの地方裁判所刑事訟廷事務室にお問い合わせください。

主な地方裁判所（刑事訟廷事務室）

東京地方裁判所	TEL 03-3581-3302
大阪地方裁判所	TEL 06-6316-2908
名古屋地方裁判所	TEL 052-203-8907
広島地方裁判所	TEL 082-512-3182
福岡地方裁判所	TEL 092-235-1043
仙台地方裁判所	TEL 022-745-6072
札幌地方裁判所	TEL 011-290-2374
高松地方裁判所	TEL 087-851-1507

他の地方裁判所については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/>